

新規就農・経営継承総合支援事業 (青年就農給付金事業)

【2, 308百万円】

対策のポイント

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための支援を行います。

<背景／課題>

- ・我が国農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が66.8歳（平成26年）と高齢化が進展しています。
- ・持続可能な力強い農業を実現するには、青年新規就農者数（定着ベース）を倍増させ、世代間バランスのとれた農業就業構造にしていく必要があります。
- ・新規就農し定着する青年農業者を倍増するため、**新規就農のための支援策を講じる必要があります。**

政策目標

新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後（平成35年まで）に40代以下の農業従事者を40万人に拡大

<主な内容>

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年新規就農者・経営継承者に対して経営が不安定な就農直後の所得を確保する給付金（青年就農給付金「経営開始型」）を給付します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 （03-3502-6469）]